

回 (年 度)	問 題
第 6 9 回 (令和元年)	<p><b>問 1</b> 法人税法における内国法人の事業年度の取扱いについて、次の(1)と(2)を答えなさい。</p> <p>(注) 外国法人及び連結法人に関する取扱いについては、触れる必要はない。</p> <p>(1) 事業年度の意義について簡潔に答えなさい。</p> <p>(2) みなし事業年度として取り扱われるケースを3つ答えなさい。解答に当たっては、(2)①欄に取り扱われるケースを、(2)②欄に①欄のケースにおいて、いつからいつまでの期間がみなし事業年度として区切られるのか答えなさい。</p> <p>(注) 解答は、必ず、指定された枠内に記入すること。枠外に書かれたものは採点の対象にしない。なお、解答欄は書き損じ等も考慮して十分にスペースを設けている。</p> <p><b>問 2</b> 租税特別措置法第61条の4に規定する交際費等の取扱いについて、次の(1)から(5)までを答えなさい。</p> <p>(1) 交際費等の意義について簡潔に答えなさい。</p> <p>(2) 交際費等から除かれる費用として、租税特別措置法及び同施行令に定められているものを5つ答えなさい。</p> <p>(3) 交際費等の損金算入限度額について、中小法人等に係るものを(3)①欄へ、それ以外の法人に係るものを(3)②欄に答えなさい。</p> <p>(4) 接待飲食費の意義について簡潔に答えなさい。</p> <p>(5) 次の〔事実関係〕1から3までについて、その支出の内容が交際費等に該当するかどうか、その理由も合わせて答えなさい。</p> <p>〔事実関係〕</p> <p>1 当社は、得意先を旅行へ招待するため、その得意先に対する売上割戻しの一部を預かり金として積み立てている。当期において、積立額が旅行代金相当額500,000円に達したことから得意先を旅行に招待し、その積立額から旅行に要する費用400,000円を支出した。</p> <p>なお、日程の都合上、旅行に参加できなかった得意先に対しては、その積立額100,000円を金銭で支出した。</p> <p>2 当社は、自社工場内において無事故稼働の新記録が達成されたため、工場内での勤務が一定期間以上の従業員に対して、3年以上連続勤務している者へ1人当たり10,000円、1年以上3年未満連続勤務している者へ1人当たり5,000円の表彰金を支給することにした。工場内では下請け企業の従業員も常勤していることから、当社の従業員と同様の条件を満たす者に対しても表彰金を支給することにして、当社から下請け企業に対して、その支給に要する費用150,000円を支出した。</p>

回 (年 度)	問 題
第69回 (令和元年)	<p>3 当社は、県内の観光地で大型の土産物店を営んでおり、当社の土産物店へ客を案内した観光バスやタクシーの運転手のほか、旅行会社の添乗員等に対して、所定の基準により謝礼等を支払うこととしている。当期において、この謝礼等の支払いに要する費用900,000円を支出した。</p>